

警察署鑑識班設置運営要綱

平成22年3月10日

鑑 第 1 6 5 号

警 察 本 部 長

警察署鑑識班設置運営要綱の制定について（通達）

市民生活に大きな不安及び脅威を与える事件が相次ぎ発生し、県民意識及び社会の変化並びに犯罪の巧妙化により犯罪捜査自体が困難化していることから、科学捜査力の活用を一層推進し、特に夜間帯等における捜査力の充実を図ることを目的として、警察署に交替制勤務による鑑識班を設置し、その効果的運用を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警察署鑑識班設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察署鑑識班（以下「鑑識班」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

鑑識係員5人以上の警察署の刑事課鑑識係に、鑑識班を置く。

一部改正〔平成27年第774号〕

第3 任務

鑑識班は、執務時間内は刑事課長の指揮の下、当直時間帯は埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第32条に定める総括管理者の指揮の下、原則として、次に掲げる鑑識活動を行うものとする。

- (1) 現場鑑識活動
- (2) 検視業務に伴う鑑識活動
- (3) 被疑者基礎資料の作成及び照会
- (4) 被疑者写真の管理
- (5) 警察犬の運用
- (6) 似顔絵の運用
- (7) その他警察署長が必要と認める鑑識業務

第4 編成

- 1 鑑識班は、刑事課鑑識係に配置する巡查部長以下の警察官をもって編成する。
- 2 鑑識班は、3班編成とする。

一部改正〔平成27年第774号〕

第5 勤務制

- 1 鑑識班員の勤務制は、交替制勤務とする。
- 2 交替制勤務は、当番、非番又は日勤とし、その割り振りは、原則として交替制勤務の割り振り（別表）のとおりとする。

第6 勤務時間

鑑識班員の勤務時間は、3週間を平均して1週間につき38時間45分とする。

第7 勤務時間の割り振り等

1 鑑識班員の勤務時間の割り振り等は、次表のとおりとする。

区分	勤務時間		休憩
	開始時刻	終了時刻	
当番日	15時間30分	午前8時30分 翌日の 午前8時30分	8時間30分
日勤日	7時間45分	午前8時30分 午後5時15分	1時間

2 警察署長は、必要があるときは、前記1にかかわらず、勤務の開始及び終了の時刻を変更することができる。

第8 週休日

警察署長は、鑑識班員の週休日を3週間を通じて6日の割合で設けなければならない。

第9 勤務計画

警察署長は、鑑識班員の月間勤務計画を策定し、勤務する月の前月25日までに当該班員に示すものとする。

第10 服装

鑑識班員は、職員被服貸与規程（昭和44年埼玉県警察本部訓令第3号）別表鑑識作業に従事する者の項に定める服装とする。ただし、警察署長が特に指定した場合は、この限りでない。

第11 勤務場所

鑑識班の勤務場所は、原則として、執務時間内は刑事課、当直時間帯は当直勤務員の勤務場所とする。

第12 幹部の配意事項

- 1 刑事課長は、原則として、前記第3の任務を遂行する上で支障が生じる特別な勤務に、鑑識班員に従事させないものとする。
- 2 刑事課長は、やむを得ず、鑑識班員の勤務の割り振りを変更して、他の業務に従事させようとする場合は、警察署長の承認を得ること。
- 3 統括管理者は、当直勤務員の取扱い状況を踏まえ、やむを得ない場合は、鑑識班員を前記第3の任務以外の活動に従事させることができる。

実施日

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

【別表省略】